

身延町農山漁村発イノベーション等整備事業交流対策型活性化計画策定業務委託仕様書

1. 業務名称

身延町農山漁村発イノベーション等整備事業交流対策型活性化計画策定業務委託

2. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、委託契約締結時には、受託候補者の提案を踏まえ、変更する場合がある。

3. 業務目的

身延町農山漁村発イノベーション等整備事業交流対策型計画策定のための基本計画であり、基本計画策定業務は、令和5年度から令和7年度までを計画期間とする基本計画の円滑な策定に向けた業務及び実施計画の策定を委託する。

4. 業務内容

活性化計画等の策定のため、次の業務を行うものとする。

なお、業務内容は活性化計画等策定に必要なと思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により調整することとする。

(1) 計画作成の実施

- (ア) 現地踏査
- (イ) 資料の検討
- (ウ) 加工施設【基本計画】
- (エ) 加工体験施設【基本計画】
- (オ) 費用対効果算定
- (カ) 活性化計画の作成
- (キ) 事業実施計画の作成
- (ク) 添付図面の作成
- (ケ) 改修工事設計書・図面の作成
- (コ) 業務達成のため打ち合わせ
- (サ) 事前点検シート作成支援
- (シ) 特記事項（計画策定に必要な視点）

(2) 関連計画等との整合

身延町の総合戦略や各分野における関連計画、国・県が策定している計画やプラン等と整合性を図るとともに、町民アンケート等引用できるものは利用する。

(3) 活性化計画等の進行管理

活性化計画等が実効性のあるものとなるよう、施策体系のあり方や達成目標・指標の設定等、適切な進行管理について検討・調整を行う。

(4) 活性化計画等原稿の作成

活性化計画等の本編及び概要版の作成を行う。

- (ア) 活性化計画等の本編及び概要版の構成案（項目立てやレイアウト等）の作成
- (イ) 活性化計画等の本編及び概要版に掲載すべき図表、地図、図面、イラスト、概念図、写真等の提供
- (ウ) 計画書の印刷は、委託者が別に行う。

- (エ) 提供された図表、地図、図面、イラスト、概念図、写真等の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとする。
- (5) 特記事項（活性化計画等策定に必要な主な視点）
- (ア) 実効性の高い活性化計画等とする視点
 - (イ) 分かりやすく、共有しやすい活性化計画等とする視点
 - (ウ) 職員にも分かりやすく、活用しやすく、分析及び検証が行いやすい活性化計画等とする視点
 - (エ) 活性化計画等策定に関する委託者と受託者とのコミュニケーションや協議を効果的に行おうとする視点（受託者が来庁しないときも含む。）
 - (オ) 身延町の特性と課題を認識し、町の課題解決に貢献しようとする視点

5. 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月28日まで

ただし、令和5年度事業経費の積算については令和4年11月18日まで、基本計画については、令和5年1月10日まで、その他実施計画等については令和5年3月28日までとする。

6. 成果品の提出

- (1) 活性化計画等書基本計画 2部 A4版 両面 カラー印刷
- (2) 活性化計画等書実施計画 2部 A4版 両面 カラー印刷を想定
- (3) 上記(1)、(2)の電子データ（ワード又はエクセル又はパワーポイント形式及びPDF形式でCD-R等の電子記録媒体に保存）
- (4) 上記4. 業務内容(1)から(5)までの資料、記録、報告書等を「業務報告書」としてまとめた電子データ（ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-R等の電子記録媒体に保存）2つと印刷物2部

7. 業務の条件

(1) 作業条件

作業に準用する示方書及び参考文献は「山梨県農政部監修」調査・測量・設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という）に記載されているものと、下記によるものとする。

- (ア) 農業農村整備事業計画作成便覧
- (イ) 農業農村整備事業関係実施要領・要綱、補助金交付要綱等通達集
- (ウ) 新たな土地改良の効果算定マニュアル（農林水産省農村振興局企画部監修）等

(2) 管理技術者と照査技術者

(ア) 要件

管理技術者及び照査技術者の要件は次のとおりとする。

- ・管理技術者と照査技術者は兼任できない。
- ・照査技術者は、管理技術者と同程度の技能を有する者とする。

(イ) 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書によるほか、業務に該当する部門は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	農業	農業土木 農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャ	農業土木	

なお、技術士（平成13年度試験以降の合格者）は、実務経験7年以上相当の能力と経験を有するものでなければならない。

(ウ) 照査技術者

照査技術者は、共通仕様書によるほか、業務に該当する部門は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	農業	農業土木 農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャ	農業土木	

なお、技術士（平成13年度試験以降の合格者）は、実務経験7年以上相当の能力と経験を有するものでなければならない。

8. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり、全国の最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い計画が策定できるよう提案すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、委託者に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ委託者に書面により報告し、承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を受けること。

9. その他

- (1) 業務打合せ
受託者は、本業務の詳細及び当該業務の範囲について委託者と連絡を密にすること。
- (2) 業務資料の貸与
委託者は、委託者が保有する業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- (3) 成果品の管理と権利の帰属
本業務により作成された成果品に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、利用権その他の権利は全て委託者に帰属するものとする。また、成果物に含まれる受託者又は第三者の著作物は、委託者の他の業務へも利用できるものとする。受託者は委託者の承諾なく本業務により作成された成果品を公表、貸与、使用してはならない。
- (4) 個人情報の保護
受託者は、身延町個人情報保護条例（平成16年9月条例第12号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (5) 不良箇所の補正
業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。